第２１号議案

福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、令和３年４月１日から福岡県市町村職員退職手当組合に田川地区広域環境衛生施設組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更する。

令和３年３月２日提出

中間市長　　福田　浩

福岡県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約（案）

福岡県市町村職員退職手当組合規約（昭和36年県指令36地第903号許可）の一部を次のように変更する。

別表第１田川郡の項中「下田川清掃施設組合」の次に「，田川地区広域環境衛生施設組合」を加える。

別表第２第５区の項中「下田川清掃施設組合」を「下田川清掃施設組合　田川地区広域環境衛生施設組合」に改める。

附　則

この規約は，令和３年４月１日から施行する。

福岡県市町村職員退職手当組合規約新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表第１（第２条関係）
（略）
田川郡　香春町，添田町，大任町，赤村，川崎町，糸田町，福智町，田川郡東部環境衛生施設組合，福岡県田川地区消防組合，下田川清掃施設組合，田川地区広域環境衛生施設組合
（略）</td><td>別表第１（第２条関係）
（略）
田川郡　香春町，添田町，大任町，赤村，川崎町，糸田町，福智町，田川郡東部環境衛生施設組合，福岡県田川地区消防組合，下田川清掃施設組合
（略）</td></tr>
<tr><td>別表第２（第５条関係）
議員の選挙区及び定数
<table><tr><td>選挙区</td><td>組合市町村の長のうちから選挙すべき議員の数</td><td>組合市町村の議会の議長のうちから選挙すべき議員の数</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table></td><td>別表第２（第５条関係）
議員の選挙区及び定数
<table><tr><td>選挙区</td><td>組合市町村の長のうちから選挙すべき議員の数</td><td>組合市町村の議会の議長のうちから選挙すべき議員の数</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

第５区	桂川町　茒田町　みやこ町　吉富町　上毛町　築上町　香春町　添田町　大任町　赤村　川崎町　糸田町　福智町　吉富町外１町環境衛生事務組合　築上郡自治会館等資産管理組合　吉富町外一市中学校組合　豊前市外二町清掃施設組合　京築広域市町村圏事務組合　田川郡東部環境衛生施設組合　福岡県田川地区消防組合　<u>下田川清掃施設組合　田川地区広域環境衛生施設組合</u>	２人	２人	第５区	桂川町　茒田町　みやこ町　吉富町　上毛町　築上町　香春町　添田町　大任町　赤村　川崎町　糸田町　福智町　吉富町外１町環境衛生事務組合　築上郡自治会館等資産管理組合　吉富町外一市中学校組合　豊前市外二町清掃施設組合　京築広域市町村圏事務組合　田川郡東部環境衛生施設組合　福岡県田川地区消防組合　<u>下田川清掃施設組合</u>	２人	２人